

国分の郷土史料・國府新城縄引帳について

—城山公園における縄引の再現—

河原 洋子¹

¹ 第一工業大学 准教授 (〒899-4395 鹿児島県霧島市国分中央 1-10-2)

E-mail : y-kawahara@daiichi-koudai.ac.jp

The document recounting the survey of Kokubu Castle in early modern times

—Results of re-creating the survey described in the document in the Shiroyama Park—

Yoko Kawahara¹

¹ Associated professor, Daiichi Institute of Technology

(1-10-2 Kokubuchuo, Kirishima, Kagoshima, 899-4395 Japan)

Abstract: There is a document recounting the survey of Kokubu Castle performed in early modern times. The castle was ordered to be constructed on a mountain in Kokubu by Yoshihisa Shimazu in the early 17th century. Ninety years later, officers surveyed the castle noting the distances and directions between the main points and commenting on the conditions around the points. The author has re-created the survey following the course of the document, particularly in the samurai residential area where Shiroyama Park is today. Some differences exist between previous surveys' courses and the author's, owing to changes in the area since the original survey was conducted.

Key words : Kokubu Castle, early modern times, survey

1. はじめに

山の地形を利用した城郭のことを山城と言い、鹿児島県には600以上の山城があったとされる。国分平野とその周辺にもいくつもの山城跡がある。その中でも城山公園(霧島市国分上小川)の辺りは、薩摩藩の礎を築いた16代島津家当主・義久(1533~1611年)が慶長9年(1604年)に住吉の富隈城から国分に移った時分、既存の中世山城に設けられた戦場になったときの詰の城であった。義久の居館は現在の国分小学校の敷

地にあった。

義久の城であった頃の様子は「國分諸古記」¹の中にある「國府新城縄引帳写」(以下、縄引帳とする)によく表されている。

國府新城(以下、新城とする)とはこの山城のことで、縄引とは間縄を使用して測量することを言う。つまりこの史料は、新城にあった道や軍事的に重要な場所等を昔の方法で測量した記録である。縄引帳の記述等に依れば、新城には義久の家臣の屋敷が多数存在した。

しかし、これらの屋敷が建ち並んでいた山頂一帯では 1970 年代中頃に城山公園の整備事業が始まり、20 年程の期間に展望台等が次々に建設された。今では大型の遊戯施設が備わった現代的な公園である。

新城の歴史を伝えるものとしては、公園の西手の山道にある搦手門跡が残されているが、屋敷街に関する調査や先行研究は少なく、貴重な歴史は十分に活用されていない。

そこで筆者らは、縄引帳の記述に従い、測量された経路をたどる調査を立案し、2017 年 12 月～2018 年 1 月に城山公園において実施した。本稿はこの縄引の再現調査の報告である²。調査結果より、縄引の経路が主な先行研究と異なることを示し、屋敷街の状況について述べる。

なお、分析のための縄引帳の記述は『国分郷土誌 資料編』³の中で活字化されている該当箇所を用い、公開されている原本の画像データを適宜確認した⁴。図等の作成は筆者に依る。

2. 縄引帳について

縄引帳の記述の末尾には「元禄十二卯年(1699 年) 二月十五日検使永山与右衛門殿・牧仲太兵衛殿、縄曳帳内写之」とある。この文より、本史料は、義久が没してから 90 年ほど経った頃に二人の検使の名で行われた測量の記録が、後年に書き写されたものであることが分かる。

記録の方法・内容には二つのタイプがある。

一つは、図 1 のように、ある地点(縄頭)から次の地点(縄末)に進む方角と距離の測定を繰り返すことにより、経路として明らかにしている。縄引帳では特にこの方法による記録を「縄引」と呼び、「大手(口)」⁵から「からめての口・かきかけ口」(搦手口)まで、及び「金剛寺」から「しのびが尾」(忍ヶ尾)までがある。もう一つは、連続的な測量ではなく、広範囲に点在する特定の場所に関する位置や状況についてである。

本研究では、上記の中で、新城の屋敷街があ

った場所で行われた、大手口から搦手口の縄引について取り上げる。この部分では一つ書きの文が 21 列挙されている。表 1 に、各文を書かれている順序のまま 3 列に分けて記入した。

一つ書きの各々の文は、まず縄頭から進む方角が十二支で記されており、表の括弧内には東西南北を示した。次は進む距離が単位に間(6 尺 3 寸)を用いて記されており⁶、表の括弧内には 1 間を 1.9m として換算した長さを示した。続いて、各々の区間(縄頭～縄末)の状況等である。また、縄引の出発点である大手口を①地点とし、地点に番号を順次設けた。すると縄引が留められた搦手口が②地点となる。

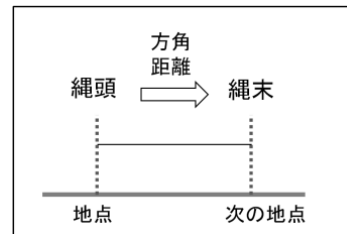


図 1 縄引の方法

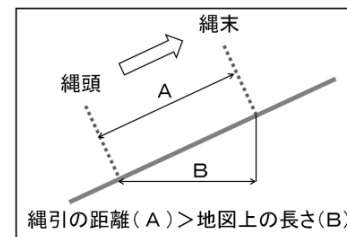


図 2 斜面での縄引の距離

3. 先行研究と本研究の立案

大手口から搦手口までの縄引の経路を推測し地図に書き込んだ図は『国分郷土誌 上巻』等に掲載されている⁷。それらの経路は、大手口から西に向かい、城山公園の西側に位置する展望台の南側を通過して搦手口に至っている。

しかし、縄引帳の記述により分かることは、縄頭から縄末に向かう方角とその間の距離であり、現地に道の痕跡がない場合、十二支で示されている方角から経路を断定することはできない。特に十二支の後に「間」がつけられていると、例えば「申西間」は申(西南西)から西(西)

表 1 縄引帳の記述（大手口～搦手口）

No.	進む方角・十二支（東西南北）	進む距離・間（m）	区間（前の地点（縄頭）から本地点（縄末））の状況	本地点
1	大手之方古路之俣縄引始			①（S）
2	未（南南西）方	8（15.2m）	左右竹木山、此縄頭左外備より瀬戸少有	→②
3	申酉間（西南西～西）	20（38m）	此縄頭十三間目方右外廻り口小路有、左右共ニ古屋敷、左右竹山	→③
4	未申間（南南西～西南西）	20（38m）	左右竹木山	→④
5	未（南南西）申（西南西）方	11（20.9m）	左右竹木山	→⑤
6	酉（西）方	20（38m）	此縄頭十間目方左小路外廻り出合少ツゝ登ル	→⑥
7	同方	20（38m）	左右竹木山、古屋敷有	→⑦
8	酉戌間（西～西北西）	20（38m）	此縄方右坂元屋敷有、是方平地	→⑧
9	酉戌間（西～西北西）	16（30.4m）	左右共ニ古屋敷	→⑨
10	子丑間（北～北北東）	20（38m）	右同断	→⑩
11	同方	6（11.4m）	此縄頭十文字与云所之右小路、但道末ニ用水有、子ノ方ニ當て生竹ト云所六十間程有、寅ノ方當テ百間程ニ牛ヶ迫ト云所有	→⑪
12	酉戌間（西～西北西）	20（38m）	左右竹木山、古屋敷之跡有	→⑫
13	同方	14（26.6m）	右同断	→⑬
14	同方	20（38m）	此縄頭方左り馬乗り馬場有、右十六間目右忍ヶ尾通小路有	→⑭
15	同方	15（28.5m）	此縄末十五間目左外廻り入口山道有、岩渕之まゝ左右山有	→⑮
16	申酉間（西南西～西）	20（38m）	此縄頭方少々ツゝ下ル左岩かけ	→⑯
17	同方	7（13.3m）	右同断	→⑰
18	亥（北北西）方	13（24.7m）	右同断	→⑱
19	酉戌間（西～西北西）	11（20.9m）	此縄頭左山、右岩かけ、但御番所有所迄	→⑲
20	午（南）未（南南西）方	8（15.2m）	左右山、左山平外廻道有	→⑳
21	亥（北北西）方	7（13.3m）	此縄末からめての口・かきかけ口迄縄引留	→㉑

の30度程の範囲が該当することになる。

他にも、斜面で縄引が行われた区間では（図2）、縄頭から縄末の距離（A）が地図上の長さ（B）より大きくなり、地図上に経路を書き込むには補正が必要であるが、一定ではない山の斜面の傾斜角度に対応し、正確に記入することは難しい。また、城山公園の造成による大手口から山頂までの地形の変化は大きく、大手口の位置を明言できる史料や痕跡もまだない。

以上のような縄引の経路を解明することの

限界や条件を踏まえ、本研究では縄引の最終地点である搦手口より再現調査を始める。おおまかな経路を明らかにすることを目的とする。

また縄引帳の中には、20の敷地を表す区画と道が描かれた図があり、各々の区画には家臣の名が書かれている。本研究ではこの記録によっても考察を行うが、『国分郷土誌 資料編』に掲載されており、同様の内容が周辺の地形も含めて描かれ、大手口や搦手口が明記された、「服部日記」の中の「新城屋敷割図」を用いる⁸。

4. 縄引の再現調査について

(1) 再現調査の準備と方法

現地では縄引を再現する前に、縄引帳の記述にある方角と距離に従い、⑭地点から始め、①地点までの経路を紙に描いた。この、地形を考慮しない下図（図3）によって全体を把握した。

現地では、ある地点に一人が立ち、そこからもう一人が次の地点の方角と距離を決めて移動し、その区間の写真撮影とメモをとる作業を繰り返した。距離測定のための道具としては、最初は自作した目盛をマークした縄を用いたが、絡まるなど作業効率が悪かったため市販のメジャーに変更した。方角には小型の磁気コンパスを用いたが、偏角の補正は考慮していない。

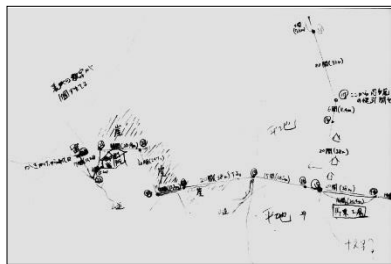


図3 縄引の再現調査の下図（一部）

(2) 再現調査のための設定項目

本研究では、縄引が留められた搦手口を搦手門跡とし、ここを⑭地点に設定した。先行研究でも搦手口は搦手門の辺りにあったとしている。

搦手門跡は城山公園西手の山頂より山道を少し下ったところにあり、シラス台地を垂直に削ったような岩に挟まれている。岩面には複数の欠き込みや一段へこんだ方形の面があり、門や柱を固定した痕跡であると言われている。

なお、縄引の再現調査を⑭地点から始めると、縄引帳の記述に対し方角は180度回転し、進行方向に対する状況は左と右が逆になる。

(3) 再現調査の経路

再現調査の概要（表3）を述べて、縄引の経路を推測する。

図4は再現調査を行った経路等を城山公園の

地図に書き込んだものである。地点の位置は、地図に描かれた遊戯物等との配置関係から判断しプロットした。急斜面やゴーカート場のため再現調査ができなかった部分は、縄引帳の記述に従い机上で経路をたどり、点線で記入した。

⑭地点から⑰地点までは現状の山道に沿って再現調査を行うことができた。しかし、⑰地点から⑯・⑮地点に進もうとした方角は雑木林で、先には急な斜面があり、この方角を進んで平坦な山頂に登ることは困難であった。そこで、この方角の先にある山頂の平坦地と斜面の間に設けられたフェンスの面上に⑮地点を設定し、そこから調査を続けた（以下、再現1とする）。

すると、縄引帳の記述では、⑩～⑧地点までは「左右共ニ古屋敷」と書かれているのに、経路の北側にあるフェンスの外は急な斜面に接近し、両側に屋敷があったとは考えにくいことなど、現状との不整合が確認された。しかしそのまま再現調査を進めると、傾斜地に設けられたゴーカート場になり、走行コースを横断することが出来なかったため⑦地点で中止した。

再現1の調査結果により、⑮地点の位置を南に移動する必要があることが分かったため、現状の展望台の北にある、搦手門跡に通じる階段のところに⑮地点を設定した。そこから再現調査を始めたが、⑥地点でゴーカート場に至ったため中止した（以下、再現2とする）。

図4の再現2・⑥地点から先は、再現1の机上でたどった経路をずらした。すると出発点(S)は郷土誌等で大手口とされる範囲に入ったと見られ、この経路は再現2に近いと考えられる。

表3 再現調査の概要

	地点	状況等	再現調査
1	⑭～⑰	山道	可
2	⑰～⑮	雑木林、急斜面	不可
3	⑮～⑦	⑮地点を設定	可（再現1）
修正 ↓			
4	⑮～⑥	⑮地点を南に移動	可（再現2）

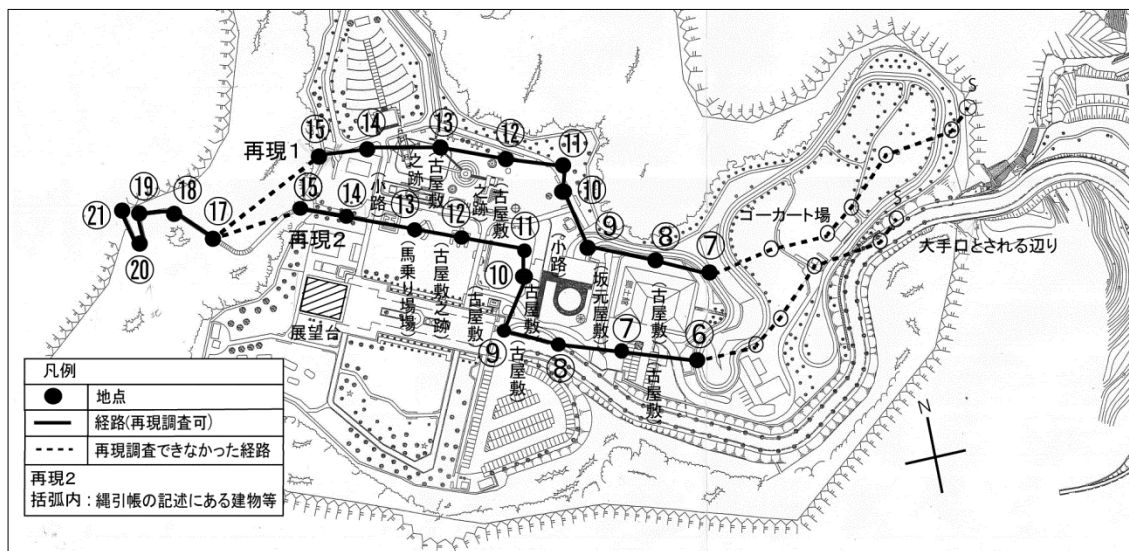


図4 再現調査の経路図（篠宮昂輝が作成したプロット図を基に筆者作成）

5. 新城の痕跡

城山公園に新城の痕跡がどの程度残っているかについて、再現調査の詳細を述べて説明する。

(1) ②①地点から①⑦地点は元禄当時のまま

②①～①⑦地点の再現調査について述べるが、縄引帳の記述にある進む方角と距離を引用する部分には下線を引いた。方角は東西南北を180度回転させており、距離の単位はメートルである。

再現調査においては、まず、②①地点を搦手門跡のある山道の平坦地の中央に仮定した。そこから山道を少し登ると、大きく左に曲がる平坦な場所があり、その平坦地は②①地点のほぼ南南東で、13.3m程進んだ距離であったため、②①地点と考えた（写真1）。

そこから大きく右に曲がる道があり、その道筋は②①地点の北～北北東であり、15.2m程進むと見晴らしの良い平坦地があったので、そこを①⑨地点とした。縄引帳の記述ではこの辺りに御番所があるが、手がかりとなるものはなかった。

更に進むと階段があり、その道筋は①⑨地点の東～東南東であった。縄引帳の記述のように右手は山、左手は崖であったので、20.9m程の場所を①⑧地点とした。縄引帳の記述には目印となるものは書かれていなかったが、①⑧地点の近くには目に付く樹木があった（写真2）。

次の地点へは、同様に山道に沿って南南東に24.7m程進むことができたため、適当な杉の木を選び①⑦地点とした。①⑦地点から先は前項で述べたように縄引帳の記述にある方角で山道を進むことができなかった。

以上のように、②①地点から①⑦地点では現状の山道なりに再現調査が進められたことは、元禄当時の道の位置が保たれているためと考えられる。シラス台地の山に特有な溶結凝灰岩の崖を望み、細く伸びた木立の中を通る経路は、当時の状況を現代に伝える歴史的な価値と共に散策地としても優れている。



写真1 ②①地点



写真2 ①⑧地点の樹木

(2) 元禄頃の樹木が残っている可能性あり

城山公園山頂における再現調査では、縄引帳の記述を裏付ける明らかな痕跡はなかった。ただし、山頂では桜など公園開発後に植え

られたであろう樹木がほとんどだが、再現調査の再現1で⑭地点と⑬地点の間にある観覧車のそばの大木は、元禄頃に存在した可能性もあるように思われた。樹木や植生については、縄引帳に記録されている他の測量範囲も含めた調査を行い適宜保全することが必要だ。

(3) 大手口にまつわること

大手口とされる辺りを通る現状の道路は、山頂一帯を囲むように位置する崖に直交している。崖の一部が削られ、屋敷街へ通じる道を設けることのできる場所は、搦手門跡とこのみであることより、やはり大手口はこの辺りであったと考えられる。

縄引帳には大手口に門の跡があると記されているが⁹、現在はその位置も明らかではない。推測としては、直線的に屋敷街につながる通路ではなく、見通しを遮ることのできる屈曲させた場所に設けられたと考えられる。一般に城の門は防衛のために、枡形の道等を設けて配置されたからである。

しかし、大手口近くの崖下には近世の頃のままと言われる山道が残っている¹⁰。大手口周辺の詳細な調査研究が行われ、搦手門跡と共に適切に保存・活用されることが求められる。

6. 新城の屋敷街における固有名詞

縄引帳の記述の中にある固有名詞の一部を取り上げ、現地調査で明らかにした縄引の経路(図4)と服部日記の新城屋敷割図(写真3)を比較して考察する。これらは新城の屋敷街をより深く知る手がかりになるだろう。写真3では新城屋敷割図の原本の写真の上に、四角で囲ったくずし字に楷書文字を添えるなど加筆している。

(1) 坂元屋敷

縄引帳の記述には、⑥～⑬地点に「古屋敷」や「古屋敷之跡」が連続して見られる。この間がかつての屋敷街で、縄引が行われたときは無人の古い建物が多数あったのだろう。その中で⑦地点から⑧地点に向かう経路の右側(北側)

には「坂元屋敷」と書かれた、古屋敷を特定できる場所がある。一方、新城屋敷割図(写真3)の右下の区画には「坂本氏」と書かれている。

坂元屋敷と坂本氏の場所は、共に、大手口と搦手口を結ぶ縄引の経路や道に沿い、屋敷が集中する大手口に近いところに位置している。縄引の経路の北側、図の道の南側という違いはあるが、この辺りに坂元(坂本)の屋敷があったとして良いと考えられる¹¹。

このことより、写真3の道を表す線の上に、再現調査の経路の推定位置を点線で示した。縄引帳の記述に坂元氏だけが特定された理由、及び縄引の経路と図の道に対する屋敷の位置が異なる背景は分からない。

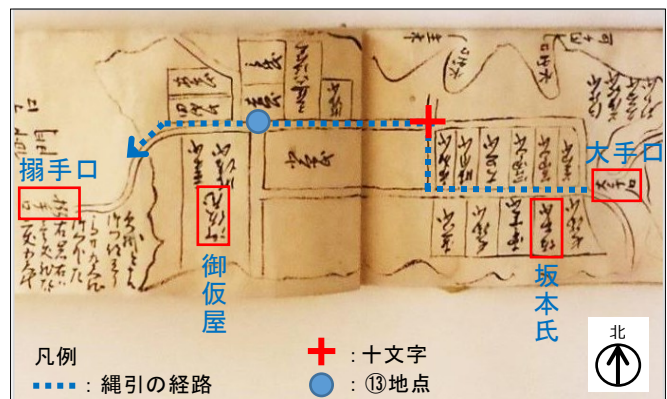


写真3 服部日記の新城屋敷割図(左右端部は省略)

(2) 十文字

筆者は先行研究において、服部日記の記述から「十文字」と呼ばれた場所では、道が十字に交差すると推測した。その位置を写真3に示す。なお、縄引帳の図でも、道の位置や区画に書かれた名から判断したこの場所は、道が直交していた。

そこで、写真3の道筋と図4の縄引の経路を見比べると、図4における十文字の位置は、東と北に向かう道が省略されたと仮定すれば、⑪地点が考えられる。

これに対し縄引帳の記述からは、十文字の位置は図4の⑩地点である。⑩地点の右側には縄

引の経路ではない小路があり、縄引の経路と小路は⑩地点で丁字に交わっている。

街中を描いた古絵図では、実際の道の省略や湾曲する道を直線状に描くものが多い。また、屋敷街は防衛を重視する詰の城にあったことを考慮すると、十文字は見通しのきく十字路ではなく、丁字路の⑩地点であったと考えられる。

(3) 馬乗り馬場

縄引帳の記述には、⑬地点の左（南側）に「馬乗り馬場」があったと書かれている（表1・図4）。そこで、写真3の図を確認すると、左下の区画には「御仮屋」と書かれている。

近世の役場である御仮屋の前に、馬乗り馬場と呼ばれる、他の道と比較して幅の広い道があったとすれば、写真3の図における⑬地点の位置が決まる。その⑬地点を図に加筆した。

7. おわりに

本研究では、縄引帳に記された縄引を城山公園で再現し、その結果より、大手口から搦手口の縄引の経路は展望台の北側を通過することを述べ、経路の保存状況を確認した。また、新城の屋敷街にあった坂元屋敷等について述べた。

縄引帳は義久の城づくりや近世山城の建築空間を明らかにするための有効な史料である。研究が進められ、国分の歴史を活かす試みに繋がることを期待する。

また、本研究の再現調査は平成29年度卒業研究の一部として実施したが、学生達が自主的に取り組む様子を見ると、縄引帳の記述は近世に書かれた文章を読むための知識を多く必要としない親しみやすい内容であり、歴史の教材にも適していると思われた。

謝辞

卒業研究のための資料収取や現地調査においては、霧島市役所、国分郷土館、城山公園の職員等の方々より暖かいご支援をいただきました。心より御礼申し上げます。

注

¹ 国分諸古記は義久の直臣や子・孫等による写しがまとめられた冊子。

² 本調査は下記の卒業研究論文にも報告されている。大平鴻太・篠宮昂輝：国分の山城の研究～国府新城（城山公園）の調査を中心に～（第一工業大学平成29年度建築デザイン学科卒業研究論文）

³ 国分郷土誌編纂委員会編：国分郷土誌 資料編、1997

⁴ 国文学研究資料館（<https://www.nijl.ac.jp/>）等

⁵ 原本の画像データを確認すると、一つ書きの文の一行目にある「大手之より」の「之」の右横に「口」と書かれている。複数の先行研究ではこの場所を大手口と呼んでおり、本研究でも「大手」を「大手口」とする。

⁶ 一つ書きが始まる前に、以下が書かれている。

「国府新城惣廻り間数八百四十八間、町ニ^ニ十四町八間、但一間六尺三寸相究縄引、右国府城古来^ノ新城与申傳候、四方岩掛、高サ^ニ世式尋又ハ^ニ廿三尋、高底有リ、城内松山、杉、楠其外雜木大木竹山有之」

⁷ 国分郷土誌編纂委員会編：国分郷土誌 上巻、1997、p.371（図2-1 詰め城・国分新城）

他には、国分郷土館より入手した非公開の資料、及び『島津義久と国分隼人』（国分・隼人郷土史研究会、2004、p.82）に類似した経路が描かれている。また、『島津義久と国分隼人』の図では二つの縄引の経路の交点に「十文字」と書かれている。

⁸ 筆者による服部日記についての先行研究は下記。

河原洋子：国分の郷土史料・服部日記—史料の紹介と作成背景の考察—、第一工業大学研究報告、第29号、pp.93-98、2017

⁹ 「東大手口之事、一、御門立候跡有、左右岩掛道瀬戸横二間程少々登リ、何程も人馬通用有之候、御門^ノ北廿間程ニ深ほき有」。服部日記の新城屋敷割図にも類似の内容が書かれている。

¹⁰ 注2の卒業研究論文によると篠宮は、現地調査で大手口とされる場所の北側の崖に空洞及びその中の石柱を見つけ、それらが大手門に関係すると考えている。

¹¹ 国分諸古記の「異本国府新城縄針帳抜書」（『国分郷土誌 資料編』）には、新城に移った24人の石高と名が書かれている。縄引帳及び服部日記の新城屋敷割図に描かれた区画の中に書かれた名は、これらの名に含まれている。また、24人の中で坂元（坂本）の姓は一人だけであり、「高七拾石 坂本豊前守」と書かれている。